

春日部市条例の用字用語等の整理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、この条例の施行の際現に効力を有する条例（以下「既存の条例」という。）の用字用語等を統一することにより、規定を明確にするとともに、その表記及び表現の適正な規範性を確保することを目的とする。

(用字用語等の整理の基準)

第2条 既存の条例に用いている用字用語等は、次の各号に掲げる告示及び通知の定めるところに従い、整理するものとする。

- (1) 法令用語改善の実施要領（昭和29年法制局総発第89号）
- (2) 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）
- (3) 常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）
- (4) 法令における漢字使用等について（昭和56年内閣法制局総発第141号）
- (5) 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）
- (6) 外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）

2 既存の条例に用いている拗音及び促音の表記は、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）に基づき、小書きとする。

(法令等の引用)

第3条 既存の条例に引用している法律、政令、省令、条例等（以下「法令等」という。）の題名で、それぞれの法令等の題名が最初に引用されているもののうち、法律番号等が付されていないものに法律番号等を付する。この場合において、法律番号等の付し方は、法令等の例による。

2 既存の条例に引用している法令等の条項に法令等の改正に伴い変更があった場合において、当該法令等の規定する内容に変更が生じていないときは、現行の条項番号に従い、整理するものとする。

(句読点)

第4条 既存の条例の条文において、条文の完結、主語、述語、並列語句の句切り、条件及び条文の相互関係等を明示する句読点が欠けているものにあつては句読点を付け、余分についているものにあつては削る。

(その他)

第5条 第2条から前条までに規定するもののほか、既存の条例中の表記及び表現で整理、

統一その他の整備を必要とするものについては、その内容に変更を及ぼさない範囲において措置するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。